道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区役所 建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	横越藤山線	新潟市江南区横越字下郷 5830 番 1 地先から 新潟市江南区藤山字前田 655 番 1 地先まで	平成20年11月4日